

# 弓削商船高等専門学校いじめ防止基本方針

制定 平成26年6月18日

弓削商船高等専門学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（以下「ポリシー」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであると認識し、本校における全ての学生が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「弓削商船高等専門学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を定める。

## 1. いじめ防止等のための基本的な方針

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、学生に対して、一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 基本理念

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、また、他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めることを旨として行う。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、高専機構、本校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

### (3) いじめの禁止

学生は、いじめを行ってはならない。

### (4) 学校及び教職員の責務

学校及び本校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する学生の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有す

る。

#### (5) 組織等の設置

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、「いじめ対策委員会」（本校においては、厚生補導委員会の組織をもって充てる。）を設置する。

## 2. いじめの防止

### (1) いじめについての共通理解

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の留意点等について、校内研修や教員会議等で周知を図り、教職員全員の共通理解を図る。
- ② 学生に対して、全校集会やホームルーム等で校長や担任等がいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ③ 学生と教職員がいじめとは何かについて、具体的な認識を共有するため、いじめに該当する事例等を具体的に列挙して目につく場所に掲示する。
- ④ 情報モラル講習会、人権教育、DV防止講演会を開催し、いじめとなる事例について理解する。

### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① クラブ活動や寮生活など課外活動や生活体験を通じて社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ② PBL教育やインターンシップを通じて課題解決能力やコミュニケーション能力を育成し、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力を養う。

### (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ① いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう分かりやすい授業づくりや活躍できる集団づくりを進め、ストレスを感じた場合でも、ストレスに適切に対処できる力を育成する。
- ② 教職員の不適切な認識や言動が、学生を傷つけたり、他の学生によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ③ 障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、学生に対する指導に当たる。

### (4) 自己有用感・自己肯定感の育成

- ① 全ての学生が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ学生が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、学生の自己有用感が高められるよう努める。
- ② 教職員はもとより、家庭や地域の人々など幅広い大人から認められ、自己肯定感を高められるよう地域貢献活動、学校間連携活動、ボランティア活動、小・中学校との連携事業等への積極的な参加機会を設ける。

#### (5) 学生の自主的な学び、取り組みの推進

学生会、寮生会を中心に学生自らがいじめの問題について学び、そうした問題を主体的に考え、学生自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

### 3. 早期発見

#### (1) 基本的な考え方

- ① いじめは教職員の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ② いじめを隠したり軽視したりすることなく、日頃からの学生の見守りや信頼関係の構築に努め、学生が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に学生の情報交換を行い、情報を共有する。

#### (2) 早期発見のための措置

- ① 定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、学生がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ② 学生及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、相談室や保健室の利用、保護者面談や電話相談窓口等について広く周知する。

### 4. いじめに対する措置

#### (1) 基本的な考え方

- ① いじめを発見又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ② 被害学生を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害学生を指導する。
- ③ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じ関係機関・専門機関と連携して対応に当たる。

#### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 学生や保護者からいじめに関する相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ 学校が指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、ためらうことなく所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### (3) いじめを受けた学生やその保護者への支援

- ① いじめを受けた学生から事実関係の聴取を行う。その際、「いじめを受けた学生にも責任がある」という考え方はあってはならず、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ③ いじめの事実を把握した日に迅速に事実関係を保護者に伝えるとともに、安全確保と秘密厳守

を伝え、不安除去に努める。

- ④ いじめを受けた学生にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう環境を確保し、寄り添い支える体制をつくる。

#### （４）いじめた学生やその保護者への助言

- ① いじめたとされる学生から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる
- ② いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ③ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ④ 個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ⑤ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で今後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ⑥ 懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた学生が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

#### （５）いじめが起きた集団への働きかけ

- ① はやし立てたり面白がったりする「観衆」や見ているだけの「傍観者」の中から、いじめを抑制する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ② 全ての学生が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう指導する。

#### （６）ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除の措置をとる。
- ② 不適切な書き込みを直ちに削除できない場合など、必要に応じて地方法務局や警察と連携し、適切な対応をとる。
- ③ 学校における情報モラル教育を継続し、徹底させる。

#### （７）組織的な指導体制

- ① いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
- ② 一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、いじめ対策委員会を通じて教員会議等で周知を図り、情報を共有して組織的に対応する。
- ③ いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

#### 附 則

この基本方針は平成26年6月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。